

〈指定研究〉

「シティズンシップ教育における政治的リテラシーの位置と役割 ― 政治学と憲法学の協働による理論的・実践的研究 ―」

南アフリカの大学におけるシティズンシップ教育関連資料

― 1997年高等教育法（抄訳Ⅱ・完） ―

落 合 雄 彦

はじめに

南アフリカの大学では近年、シティズンシップ教育や社会正義教育への関心が高まりつつある。本稿では、そうした南アフリカの諸大学におけるシティズンシップ教育プログラムそのものを考察対象とするのではなく、むしろその背景理解の一環として同国の高等教育に関する基本法である「1997年高等教育法」(Higher Education Act, 1997)の訳出を試みたい。すでに本誌前号において同法の前文から第4章までの部分を訳出しているので、本稿では、残された第5章から第9章までの部分を抄訳する。

なお、本稿における高等教育法の訳出は、あくまでも筆者が南アフリカの大学におけるシティズンシップ教育の調査研究のために行ったものであり、それはあくまでも筆者の個人的な試訳にすぎない。この点にぜひご留意いただきたい。

〈抄訳〉

1997年法律第101号 高等教育法

第5章

公的な高等教育の財政

第39条 大臣による予算配分

- (1)大臣は、高等教育評議会（CHE）との協議ののち財務大臣との同意のもとで、過去の不平等の是正のための措置を含む公的な高等教育の予算に関する政策を決定し、『官報』においてそうした政策を公示しなければならない。
- (2)大臣は、第1項にもとづいて決定された政策に従い、公正かつ透明に公的な高等教育に公的予算を配分する。
- (3)大臣は、第1項にもとづいて決定された政策に従い、
 - (a)第2項で意図された配分に関して適切な条件、および、
 - (b)もし、適切な根拠があるならば、異なる公的な高等教育機関、異なる教育プログラムあるいは異なる配分に関して異なる条件を課すことができる。
- (4)第1項で述べられた政策は、公正な形で、共和国の市民あるいは永住者ではない学生と、共和国の市民あるいは永住者である学生とを差別化することができる〔第4項は1999年法律第55号第4条によって追加された〕。

第40条 公的な高等教育機関の予算

- (1)公的な高等教育機関の予算は、
 - (a)第39条にもとづいて大臣によって配分された予算
 - (b)機関によって受領された寄付
 - (c)機関によって確保された資金
 - (d)借入および借越による資金〔(d)は2000年法律第54号第4条によって差し替えられた〕
 - (e)投資から生じた収入
 - (f)他の機関あるいは個人に対するサービスによってえられた資金
 - (g)機関によって提供される高等教育プログラムに対して学生が支払った資金（しかし、その金額を決定する際、理事会は、公正な形で、共和国の市民あるいは永住者ではない学生と共和国の市民あるいは永住者である学生とを差別化することができる）〔(g)は1999年法律第55号第5条によって差し替えられた〕
 - (h)機関によって提供される宿舍あるいは他のサービスに対して機関の学生または被雇用者から受領した資金、および、
 - (i)その他の収入から成る。
- (2)(a)公的な高等教育機関は、(b)に従いつつ、理事会の決議がある場合に限って、借入または借越の契約を結ぶことができる。
 - (b)もし、理事会の決議が認める借入金額と、それ以前に認められたもののまだ行われていない借入、さらにその時点での機関の短期および長期の負債を合わせた金額が、以下のいずれかを上回る場合には、(a)で述べられた決議は大臣によって承認されなければならない。
 - (i)大臣が当該機関に対して決定した金額、または、

- (ii) そうした決定がない場合、決議日直前 2 年間の当該の公的な高等教育機関の年間平均収入の 5 パーセント [(b) は 2002 年法律第 63 号第 9 条によって差し替えられた] [第 2 項は 2000 年法律第 54 号第 4 条によって追加された]
- (3) (a) 公的な高等教育機関は、(b) に従いつつ、理事会の決議がある場合に限って、
 - (i) 恒常的な建築物またはその他の不動産のインフラストラクチャー開発の建設
 - (ii) 不動産の購入、または、
 - (iii) 不動産の長期賃借
 に着手することができる。
- (b) もし、そうした開発または不動産の価値が、直前 2 年間の当該の公的な高等教育機関の年間平均収入の 5 パーセントを超える場合には、(a) で述べられた行為は大臣によって承認されなければならない [第 3 項は 2000 年法律第 54 号第 4 条によって追加された] [第 40 条は 2000 年法律第 54 号第 4 条によって修正された]。

第41条 理事会によって保存されるべき記録と提供されるべき情報

- (1) 公的な高等教育機関の理事会は、大臣によって定められる方法に従って、
 - (a) すべての議事録を記録し、かつ、
 - (b) 公的な高等教育機関全体、その下部組織および機関のもとで活動する他の組織の全財産、負債、収支、その他の財務に関する完全な帳簿を記録しなければならない。
- (2) 公的な高等教育機関の理事会は、前年度に関して、大臣によって定められた日付までに、定められた方法で、大臣が定める情報を様式に従って大臣に提出しなければならない [第 41 条は 2000 年法律第 54 号第 5 条によって修正され、2002 年法律第 63 号第 10 条によって差し替えられた]。

第41A条 CHE の構成

- (1) …… [第 1 項は 2001 年法律第 23 号第 15 条によって差し替えられ、2012 年法律第 23 号第 8 条によって削除された]
- (2) …… [第 2 項は 2012 年法律第 23 号第 8 条によって削除された]
- (3) 第 1 項にかかわらず、もし、理事会が第 27 条 8 項で述べられたように辞職したと判断される場合には、大臣は、
 - (a) 理事会の権限を継承し、
 - (b) 統治に関する理事会の機能を遂行し、かつ、
 - (c) 新しい理事会が組織させるのを確実にするために、機関を代表する行政官 (administrator) を 6 カ月を超えない範囲で任命しなければならない [第 3 項は 2002 年法律第 63 号第 11 条によって挿入された] [第 41A 条は 1999 年法律第 55 号第 6 条によって挿入された]。

第42条 理事会が本法またはその他の条件を遵守しない場合の行動

- (1) もし、公的な高等教育機関の理事会が、議会によって充当された資金の配分を受けた本法の規定、または、そうした配分が支払われたときの条件を遵守しない場合には、大臣は、当該の理事会に対して、定められた期間内に規定または条件を遵守するように命じることができる。
- (2) もし、理事会がその後も規定または条件を遵守しない場合には、大臣は、当該の公的な高等教育機関に対して議会が充当した配分額の相応の部分の支弁を保留することができる。
- (3) 第 2 項のもとで行動する前に、大臣は、
 - (a) そうした行動を取る意思があることを当該の公的な高等教育機関に通知し、

- (b) 意見表明のための妥当な機会を与え、かつ、
- (c) そうした申立てを検討しなければならない。
- (4) もし、大臣が第2項のもとで行動する場合、そうした行動に関する報告書が、そうした行動ののち可能な限り速やかに大臣によって議会に提出されなければならない。

第6章 独立調査委員

第43条 独立調査委員会の任命

- (1) CHE は、
 - (a) 高等教育の知識と経験を持ち、
 - (b) CHE のメンバーではなく、かつ、
 - (c) CHE によって定められた他の条件を満たす者3名以上から成る独立調査委員会を任命しなければならない。
- (2) 第1項で述べられた委員会のメンバーは、2年を超えない範囲で任命され、再任を妨げない。

第44条 独立調査委員の任命

- (1) 大臣は、
 - (a) 第45条で述べられた場合、かつ、
 - (b) もし、該当するならば、当該の公的な高等教育機関の理事会と協議したのち、第43条で述べられた独立調査委員会のなかから、当該の公的な高等教育機関での調査を実施するために、同機関から独立している1名の調査委員 (assessor) を任命することができる。
- (2) 公的な高等教育機関の理事会および、調査によって影響される者は、独立調査委員が第47条に関する役割を遂行することを支援し、それに協力しなければならない。

第45条 独立調査委員が任命される場合

以下の場合、独立調査委員が任命されることがある。

- (a) 公的な高等教育機関の理事会が任命を要請した場合、または、
- (b) 公的な高等教育機関において、
 - (i) 深刻な財政的あるいはその他の不適切な行いを含むか、
 - (ii) 公的な高等教育機関の効果的な運営を深刻に妨げる状況が生じた場合、または、
- (c) 公的な高等教育機関の理事会がそうした状況を解決できない場合、および、
- (d) 任命が、開かれた民主的な社会における高等教育の利益となる場合。

第45A条 独立調査委員による調査

- (1)
 - (a) 独立調査委員は、不満または告発の受付をもって、あるいは、寄せられる、第45条において述べられているような行為を指し示す情報にもとづいて、不平、告発または情報の有用性と事案の取り扱い方を決定するための調査を実施する権限を有する。
 - (b) 調査の実施のためのフォーマットおよび手続は、事案の状況に鑑みて独立調査委員によって決定される。
 - (c) 独立調査委員は、その同席が好ましくないカテゴリーの者あるいはすべての者に対して、調査またはその一部に適用される手続に同席しないように命じることができる。
- (2) 他の法律に含まれた、相反する規定にも関わりなく、何人も、独立調査委員が有する文書の内容または調査の過程で独立調査委員に提供された証拠の記録を、他のいかなる者に対し

でも開示してはならない。

- (3) 独立調査委員は、調査前あるいは調査中、第48条で述べられる者に対して、特定の調査あるいは一般的な調査に関する役割の遂行のための支援を提供するように要請することができる。
- (4)
 - (a) 調査実施の目的のために、独立調査委員は、いかなる者に対しても、宣誓供述書あるいは誓約書を提出したり、証言のために出頭したり、調査事項に関する文書を提供したりすることを命令でき、かつ、審問することができる。
 - (b) 独立調査委員、または、第48条で述べられ、独立調査委員によって権限を付与された者は、調査事項に関する情報を有すると思われる者に対して説明を求めることができる。
- (5) 第4項で述べられた命令書は、当該の者が独立調査委員のもとに出頭するよう求められている事由の詳細が含まれていなければならない、それは、独立調査委員によって署名され、書留郵便または第48条で述べられる者によって配送される。
- (6) 独立調査委員は、第4項のもとで証人として出頭してきた者に対して、宣誓または誓約書作成ののちに証言するように求めることができる。
- (7) 独立調査委員または第48条で述べられた者は、いかなる者に対しても、宣誓を執り行い、または誓約書を受領することができる。
- (8)
 - (a) もし、調査の過程において、調査事案への関わりが疑われると独立調査委員が判断した者があらわれ、かつ、そうした疑いが当該者に不利益をもたらし、あるいは、その者に対して不都合な勧告がなされるかもしれない場合には、独立調査委員は、当該者または理事会に対して、状況の許す範囲でできるだけ都合のよい形で、反論する機会を与えなければならない。
 - (b) もし、そうした疑いが、第4項の規定による出頭の際に独立調査委員に提供された証言の一部を形成していた場合は、当該者は、証言をした方法で意見を聴取される機会を与えられなければならない。
- (9) 独立調査委員は、2000年行政正義促進法（2000年法律第3号）に従って、第8項で述べられた者を支援するための法的な弁護人を認めることができる〔第45A条は2012年法律第23号第9条によって挿入された〕。

第45B条 独立調査委員による構内立ち入り

独立調査委員は、第45条に関する調査下にある公的な高等教育機関の建物あるいは構内に入るか、あるいは、第48条に述べられた他の者に入ることを認め、必要な調査あるいは評価を行い、構内にあって調査上必要と思われる文書を複写することができる〔第45B条は2012年法律第23号第9条によって挿入された〕。

第46条 独立調査委員は2つあるいはそれ以上の公的な高等教育機関に対して任命されることがある

大臣は、第44条のもとでの独立調査委員を2つあるいはそれ以上の公的な高等教育機関での調査のために任命することができる。

第47条 独立調査委員の任務

- (1) 第44条のもとで任命された独立調査委員は、大臣によって定められた期間内に、しかし90日を超えない間に、大臣によって明示された付託事項に従って〔(a)以前の文言は2011年法律第21号第3条によって挿入された〕、
 - (a) 当該の公的な高等教育機関での調査を実施し、

(b) 調査結果をその根拠となる事由とともに文書で大臣に報告し [(b)は2012年法律第23号第10条によって差し替えられた]、かつ、

(c) 適切な措置、およびそうした措置が必要な理由を提案しなければならない。

(2) 大臣は、可能な限り速やかに、第1項に述べられた報告書の副本を当該理事会に提供するとともに『官報』で公表しなければならない。

第48条 独立調査委員の補佐

第44条のもとで任命された独立調査委員は、大臣の同意のもと、適切な知識と経験を有した者を任務遂行上の補佐に任命することができる。

第49条 報酬と手当

大臣は、財務大臣の同意のもと、独立調査委員と第48条のもとで任命された者に対する報酬と手当を定めることができる。

第49A条 大臣による介入

(1) 大臣は、公的な高等教育機関が以下のような場合には、公的な高等教育機関の理事会に対して、大臣によって指示された行動を取るよう命じる文書を発することができる。

(a) 不正経理に関与するか、その他の不適切な経営が行われている場合

(b) その機能を効果的に果たすことができない場合

(c) 本法のもとでの義務を負う者に対して不公正、差別的、あるいは不平等な形で行動した場合

(d) 法令を遵守しなかった場合

(e) 第42条に関して大臣によって与えられた命令を遵守しなかった場合、あるいは、

(f) 大臣または大臣によって権限を付与された者が本法のもとでの任務の遂行を妨害した場合

(2) 第1項に述べられた命令書には、

(a) 問題の内容

(b) 状況を改善するために取られるべき措置、および、

(c) (b)で述べられた措置が取られるための適当な期間が含まれなければならない。

(3) 大臣は、第1項のもとでの決定を行う前に、2000年行政正義促進法（2000年法律第3号）に従い、

(a) 命令書を発する意思があることを理事会に通知し、

(b) 理事会に意見表明する適切な機会を与え、かつ、

(c) (b)で述べられた意見を検討しなければならない。

(4)

(a) もし、理事会が、定められた期間内に命令書を遵守しない場合、大臣は、理事会を解散し、理事会の任務を代行する行政官を任命しなければならない。

(b) (a)の目的のために、第49B条、第49C条、そして第49D条は、文脈が求める変更を伴って適用される。

(5) もし、大臣が第4項の行政官を任命した場合、行政官は、理事会のすべての任務を遂行し、問題となっている公的な高等教育機関の被雇用者は行政官の命令を遵守しなければならない。

(6) 行政官の任命に伴う費用は、問題となっている公的な高等教育機関の予算で賄うものとする [第49A条は2012年法律第23号第11条によって挿入された]。

第49B条 行政官の任命

- (1) 本法の他の規定に関わりなく、大臣は、以下の状況が生じた場合、もし適切であるならば公的な高等教育機関の理事会と協議ののちに、公的な高等教育機関の運営、統治、管理を引き継ぎ、公的な高等教育機関の任務を遂行するための行政官を任命することができる。
 - (a) 公的な高等教育機関の財務記録の監査報告あるいは独立調査委員による報告書が、財務またはその他の深刻な不正、あるいは公的な高等教育機関の効果的な運営に関する深刻な欠落を明らかにした場合
 - (b) 財務またはその他の深刻な不正、あるいは公的な高等教育機関の効果的な運営に関する深刻な欠落を明らかにするその他の状況が生じた場合、または、
 - (c) 公的な高等教育機関の理事会がそうした任命を要請した場合
- (2) 大臣は、行政官の任命が問題となっている公的な高等教育機関と開かれた民主的な社会における高等教育の利益になる場合にのみ、第1項(a)または(b)に関する行動を取ることができる。
- (3)
 - (a) 大臣は、大臣によって定められるであろう期間、行政官を任命するが、その期間は2年を超えてはならない。
 - (b) 大臣は、(a)に述べられた期間を1回に限って6カ月を超えない範囲で延長することができる [第49B条は2012年法律第23号第11条によって挿入された]。

第49C条 行政官の補佐

第49B条のもとで任命された行政官は、大臣の承認のもと、適切な知識と経験を有した者を任務遂行上の補佐に任命することができる [第49C条は2012年法律第23号第11条によって挿入された]。

第49D条 報酬と手当

大臣は、財務大臣と協議し、行政官と第49C条のもとで任命された者に対する報酬と手当を定めることができる [第49D条は2012年法律第23号第11条によって挿入された]。

第49E条 理事会の解散

理事会は、大臣が第49B条の行政官を任命した日に解散される [第49E条は2012年法律第23号第11条によって挿入された]。

第7章 私的な高等教育機関

第50条 登録官の指定

- (1) 事務次官をもって私的な高等教育機関の登録官とする [第1項は1999年法律第55号第7条によって挿入された]。
- (2) 大臣は、教育省の他の被雇用者を、登録官が本法の任務を遂行する上での補佐として指名することができる [第1項は1999年法律第55号第7条によって挿入された]。
- (3) 登録官は、本法の任務の一部を第2項で述べられた被雇用者に委ねることができる。

第51条 私的な高等教育機関の登録

- (1) 公的な高等教育機関または政府機関以外のいかなる者も、以下の条件を満たさなければ、高等教育を提供できない。
 - (a) 本法の私的な高等教育機関として、定められた形で登録または条件付きで登録され、かつ、

- (b) (a)に従って登録または条件付きで登録される前に、1973年会社法（1973年法律第61号）で法人として登録または認可されていること。
- (2)第1項で述べられた者が外国法人の場合、その者は、共和国内で提供されている資格あるいは一部の資格が第1条(b)と国家資格制度法第13条1項で述べられた国家資格制度の高等教育という下位制度に登録されるものであることを保証しなければならない〔第51条は2000年法律第54号第6条および2010年法律第26号第2条によって差し替えられた〕。

第52条 登録申請

私的な高等教育機関としての登録申請は、登録官によって定められる方法で登録官に対して成され、定められた申請料が添えられなければならない。

第53条 登録のための条件

- (1)登録官は、申請者が以下の条件を満たすと判断した場合には、申請者を私的な高等教育機関として登録することができる。
 - (a)学生となる者に対する責務を果たすに足る財政的な能力があり、
 - (b)その高等教育プログラムのすべてにおいて、
 - (i)対応する公的な高等教育機関のスタンダードに劣らない最低限のスタンダードを維持し、
 - (ii)高等教育質委員会の条件を満たし、かつ〔(ii)は2008年法律第39号第5条によって差し替えられた〕、
 - (iii)……〔(iii)は1999年法律第55号第8条によって差し替えられ、2000年法律第54号第7条によって削除された〕
 - (c)大臣によって定められるその他の条件を満たすこと〔(c)は2000年法律第54号第7条によって追加され、2001年法律第23号第16条によって差し替えられた〕〔第1項は2000年法律第54号第7条によって修正された〕。
- (2)登録官は、登録申請に関わるさらなる情報、詳細、文書の提出を求めることができる。

第54条 登録申請の決定

- (1)登録官は、
 - (a)私的な高等教育機関としての登録申請、ならびに申請者によって提供された情報、詳細または文書を検討しなければならない、
 - (b)申請を検討する際には、活動の範囲、規模、機関の配置などに鑑みて外国法人と国内法人を区別することができ、かつ、
 - (c)もし、第53条で述べられた登録条件を満たす場合には、申請者を私的な高等教育機関として登録することができる〔第1項は2000年法律第54号第8条によって差し替えられた〕。
- (2)もし、登録官が、
 - (a)申請を認可する場合には、登録官は、
 - (i)私的な高等教育機関に関する適切な登録簿に申請者の名称を加え、
 - (ii)登録条件を記した登録証書を発行し、
 - (iii)登録証書を申請者に付与し、かつ、
 - (iv)決定後可能な限り速やかに、『官報』に登録証書を掲載しなければならない、
 - (b)登録を認可しない場合には、登録官は、決定を文書で申請者に通知するとともに、その決定の理由を文書で申請者に提供しなければならない。
- (3)第1項にかかわらず、登録官は、申請者が妥当な期間内に適切な必要条件を満たすことができると判断した場合には、第53条で述べられた登録条件を満たさない、外国法人以外の申

請者を暫定的に登録することができる〔第3項は2000年法律第54号第8条と2001年法律第23号第17条によって差し替えられた〕。

- (4) もし、登録官が第3項のもとで申請者を暫定的に登録する場合、登録官は、
 - (a) 申請者が登録条件を満たすための期間を定め、
 - (b) 私的な高等教育機関に関する適切な登録簿に申請者の名称を加え
 - (c) 登録条件と期間を記した暫定的な登録証書を発行し、
 - (d) 暫定的な登録証書を申請者に付与し、かつ、
 - (e) 決定後可能な限り速やかに、『官報』に暫定的な登録証書を掲載しなければならない〔第4項は2001年法律第23号第17条によって差し替えられた〕。
- (5) 登録官は、適切な理由がある場合、第4項(a)で述べられた期間を延長することができる。
- (6) もし、第4項(a)で述べられた期間あるいは延長された期間の最終日までに、申請者が、
 - (a) 登録官によって定められた登録条件を満たした場合は、登録官は、第2項(a)に従って申請者を登録しなければならない、
 - (b) 登録官によって定められた登録条件を満たさない場合は、申請者の暫定登録は失効する〔(b)は2001年法律第23号第17条によって差し替えられた〕。
- (7) 1996年南アフリカ学校法（1996年法律第84号）で定められたいかなる独立学校（independent school）または他の私的な教育機関も、自らを大学またはテクニコンと呼称できず、専門職または学術学位を授与できず、あるいは、校長（rector）、副学長あるいは学長という名称を用いることはできず、第7章の私的な高等教育機関として登録されない限り、「大学」あるいは「テクニコン」という単語がその名称に表われてはならない〔第7項は2000年法律第54号第8条によって追加された〕。

第55条 登録証書

- (1) 私的な高等教育機関は、目立つ形で、
 - (a) 登録証書、暫定的な登録証書またはその正式な副本を構内に掲げ、かつ、
 - (b) 登録番号と登録あるいは暫定的に登録されていることを示すものをすべての公式文書に記さなければならない。
- (2) もし、登録官が第62条のもとで私的な高等教育機関の登録または暫定的な登録を取り消した場合、私的な高等教育機関は、14日以内に登録証書または暫定的な登録証書の原本を登録官に返還しなければならない〔第55条は2001年法律第23号第18条によって差し替えられた〕。

第56条 情報へのアクセス

- (1) 何人も、以下を閲覧することができる。
 - (a) 私的な高等教育機関の登録簿、および、
 - (b) 第57条に鑑みて提出された監査報告書
- (2) 登録官は、手数料を支払った者に対して、第1項に関する文書の正式な副本または一部抜粋を提供しなければならない。

第57条 記録と監査

- (1) すべての私的な高等教育機関は、一般的に受入れられている慣行、原則または手続に準じて、
 - (a) 収入、支出、財産、負債の帳簿を管理し、
 - (b) 以下を含む財務書類を年末から3カ月以内に準備しなければならない。
 - (i) 前年の収支記録
 - (ii) 前年末のバランスシート、および、

- (iii) 登録官が適切な形で求める他の情報
- (2) すべての私的な高等教育機関は、登録官によって定められる期間以内に、
 - (a) 一般的に受入れられた監査基準に準じて監査を行った監査人による帳簿、会計簿および財務書類の年次監査を実施し、
 - (b) 第1項に関わる財務書類に関して監査報告の正式な副本を登録官に提供し、かつ、
 - (c) 登録官によって定められた形で追加の情報、詳細または文書を登録官に提出しなければならない。

第58条 登録の修正

- 私的な高等教育機関は、登録官に対して、登録または暫定的な登録を修正するための申請を、
- (a) 登録官によって定められた形で、
 - (b) 手数料を支払うことで行うことができる [第58条は2001年法律第23号第19条によって修正された]。

第59条 登録修正の条件と申請の決定

- (1) 登録官は、修正が高等教育の利益に合致し、かつ本法の規定を遵守すると判断できない限り、私的な高等教育機関の登録を修正しないことができる。
- (2) 登録官は、修正の申請を支持するさらなる情報、詳細または文書を求めることができる。
- (3) もし、登録官が、
 - (a) 申請を認可する場合には、登録官は、
 - (i) 登録証書または暫定的な登録証書を適宜修正し [(i)は2001年法律第23号第20条によって差し替えられた]、
 - (ii) 修正された証書を申請者に提供し、かつ、
 - (iii) 決定後可能な限り速やかに、『官報』に修正された証書を掲載しなければならない、または、
 - (b) 登録を認可しない場合には、登録官は、決定を文書で申請者に通知するとともに、その決定の理由を文書で申請者に提供しなければならない。

第60条 登録条件

- (1) 登録官は、妥当な条件を課すことができ、それには、「大学」または「テクニコン」という単語あるいはその派生語が以下の際に私的な高等教育機関の名称に表われてはならないという条件を含む。
 - (a) 登録
 - (b) 暫定的な登録、または、
 - (c) 登録あるいは暫定的な登録の修正 [第1項は2001年法律第23号第21条によって差し替えられた]
- (2) 登録官は、もし、区別する適当な理由があれば、異なる機関に対して、第1項のもとで異なる条件を課すことができる。

第61条 条件の修正または取消

第63条に従いつつ、登録官は、妥当な根拠にもとづき、第60条のもとで課された条件を修正または取消し、あるいは、同条のもとで新たな条件を課すことができる。

第62条 登録の取消

- (1) 第63条に従いつつ、登録官は、妥当な根拠にもとづき、本法に関する登録または暫定的な登録を取り消すことができる [第1項は2001年法律第23号第22条によって差し替えられた]。
- (2) もし、私的な高等教育機関が提供するプログラムの認証が取り消された場合、登録官は、

その機関の登録を再検討しなければならない。

第63条 修正または取消前の手続

登録官は、以下の条件を満たさない限り、第61条または第62条のもとで行動することはできない。

- (a) 登録官が私的な高等教育機関に対してそうした行動を取る意思とその理由を伝え、
- (b) 私的な高等教育機関とその他の関係者に対してそうした行動に関する意見表明の機会を与え、かつ、
- (c) そうした意見を検討する。

第64条 大臣への申立て

- (1) 関係者は、本章に関する登録官の決定に対する不服申立てを大臣に行うことができる。
- (2) 第1項で述べられた申立ては、登録官による決定の日付から60日以内に大臣に対してなされなければならない。
- (3) 大臣は、妥当な根拠にもとづき、登録官の決定に対する申立てが成されるべき期間を延長することができる。
- (4) …… [第4項は2001年法律第23号第23条によって削除された]。

第8章

総則

第65条 公的な高等教育機関の名称変更

- (1) 他の法律に含まれる、相反する条項に関わりなく、公的な高等教育機関の理事会は、大臣の承認と『官報』による公示によって、高等教育機関の名称を変更することができる。
- (2) 第1項に述べられた名称変更は、当該の公的な高等教育機関の権利、義務、負債、責務に影響を与えない [第65条は2000年法律第54号第9条によって差し替えられた]。

第65A条 公的な高等教育機関の所在地

- (1) 公的な高等教育機関の所在地は、第20条3項(c)、第21条2項(c)、そして第23条3項(c)で述べられているとおり、機関が教育活動を展開している、機関の物理的な場所とし、学則に明記されなければならない [第1項は2002年法律第63号第12条によって差し替えられた]。
- (2) 公的な高等教育機関は、大臣の承認に従い、第1項で述べられた所在以外でも教育活動を展開することができる。
- (3) もし、第2項で述べられた教育活動が、他の公的な高等教育機関の所在地内または他の公的な高等教育機関の教育研究活動が行われている場所になる場合、大臣の承認はそうした他の公的な高等教育機関との協議に付される [第65A条は2001年法律第23号第24条によって挿入された]。

第65B条 学位、ディプロマ、証書

- (1) 公的な高等教育機関は、学則ならびに本法に従いつつ、ディプロマおよび証書を発行し、また、学位を授与できる。
- (2) 第65C条を除き、以下ではない者に対しては、公的な高等教育機関によって、いかなるディプロマまたは証書も発行されず、また、学位も授与されてはならない。
 - (a) 機関の評議員会によって定められた期間、公的な高等教育機関の学生として登録し、かつ、
 - (b) 第7条に従いつつ、学業を修め、公的な高等教育機関の評議員会によって求められる評価を通じて決定される能力基準を満たす [第65B条は2001年法律第23号第24条によって挿入された]。

第65C条 名誉学位

- (1) 学則に従いつつ、公的な高等教育機関は、公的な高等教育機関が適切を判断する者に対して、試験をせずに、いかなる学部のものであれ、修士あるいは博士の名誉学位を授与することができる。
- (2) 第1項に述べられた学位の授与は、授与された者に対して専門職の実践を認める者ではない [第65C条は2001年法律第23号第24条によって挿入された]。

第65D条 国家資格制度上の資格

- (1) 何人も、第1条(b)ならびに国家資格制度法第13条1項(h)にある国家資格制度の高等教育という下位制度に登録された学位、ディプロマまたは証書でなければ、HEQFに相当する学位、高等教育ディプロマ、高等教育証書を発行または授与できない。
- (2) 第1項にかかわらず、国家資格制度法第7条(c)に述べられた職業のための下位制度に関する資格あるいはその一部の資格に導く教育プログラムまたは職業訓練プログラムを提供したいと考える公的な高等教育機関は、以下の条件のもとで資格または一部の資格を授与できる。
 - (a) 大臣の承認を受け、かつ、
 - (b) 大臣によって定められた条件を満たすこと [第65D条は2010年法律第26号第3条によって挿入された]。

第66条 罰則

- (1) 高等教育機関の権限なしに以下を行う者は、法律に反するとして有罪とされ、詐欺罪に科される判決を受けることがある。
 - (a) 高等教育プログラムまたはその一部を提供するか、提供することを装う
 - (b) 高等教育機関によって与えられる、あるいは、高等教育機関と共同で与えられる資格を授与すると偽る
 - (c) 高等教育機関に代わって行動すると偽る
- (2) 実際には高等教育機関によって資格が与えられていないにもかかわらず、それが与えられたと偽る者は、法律に反するとして有罪とされ、詐欺罪に科される判決を受けることがある。
- (3) 第51条1項(a)、第54条7項または第55条2項に反する者は、法律に反するとして有罪とされ、罰金または5年を超えない禁固刑、あるいはその両方を科されることがある [第3項は2000年法律第54号第10条によって差し替えられた]。
- (4) 第55条1項を遵守しない私的な高等教育機関は、法律に反するとして有罪とされ、2万ラントを超えない罰金を科されることがある。

第67条 免責

政府、CHE、または本法のもとで任命された者は、本法に述べられた任務の遂行の過程で善意で行った、または省略した行為の結果として生じた損失又は損害に対して責任を負わない。

第68条 権限の委託

- (1) 大臣は、自らが定める条件のもと、以下の者に対して、規則を定める権限以外の本法のもとでの権限を委託し、本法のもとでの職務に就かせることができる。
 - (a) 公的な高等教育機関の理事会
 - (b) CHE
 - (c) 教育省の被雇用者
 - (d) 政府官庁
- (2) 公的な高等教育機関の理事会は、自らが定める条件のもと、以下を除く本法のもとでの、あるいは第1項に関して委託された権限を委託し、

- (a)学則を策定する
 - (b)第40条2項で述べられた契約を結ぶ、または、
 - (c)第40条3項で述べられた行動を行う、
- また、本法のもとでの、あるいは第1項に関して付託された職務に就かせることを、公的な高等教育機関の他の内部部署、学校長あるいはその他の被雇用者に対して行うことができる [第2項は2000年法律第54号第11条によって差し替えられた]。
- (3)高等教育機関の学校長は、自らが定める条件のもと、当該の公的な高等教育機関の他の被雇用者に対して、本法のもとでの権限を委託し、本法のもとでの職務に就かせることができる [第3項は1999年法律第55号第9条によって追加された]。
 - (4)CHEは、自らが定める条件のもと、その委員会または被雇用者に対して、本法のもとでの権限を委託し、本法のもとでの職務に就かせることができる [第3項は1999年法律第55号第9条によって追加された]。

第69条 規則

大臣は、本法に準じて以下の事項に関する規則を定めることができる。

- (a)大臣が本法に関して規則を定める権限を与えられ、それが求められているあらゆる事項
- (b)理事会メンバーの報酬上限
- (c)年次報告制度
- (d)第3条に述べられた政策事項 [(d)は2008年法律第39号第6条によって修正された]
- (dA)CHEの委員会の構成、手続、期間
- (dB)第7条に述べられたサービスに対する手数料が支払われる状況と方法 [(dB)は2008年法律第39号第6条によって挿入された]
- (e)本法の目的を達成するために必要または望ましいあらゆる事項 [第69条は2002年法律第63号第13条によって差し替えられた]

第70条 他の法律と抵触した際の法の適用

本法は、憲法を除く、高等教育に関する他の法律に優越する。

第9章

移行およびその他の措置

第71条 公的な高等教育機関に関する既存の法令

本法施行の時点で効力をもつ、公的な高等教育機関の既存の法令は、そうした法令が本法と抵触しない範囲で適用される。

第72条 既存のテクニコンおよび大学

- (1)1993年テクニコン法（1993年法律第125号）のもとで設立された、あるいは設立されたとみなされ、本法施行時の直前に存在していたテクニコンは、本法のもとで設立されたテクニコンとみなされる。
- (2)議会の個別法によって設立または法人化された大学は、2001年高等教育修正法による個別法の廃止にもかかわらず存続し、本法のもとで設置された大学とみなされる [第2項は2001年法律第23号第25条によって差し替えられた]。
- (3)他の適用される法律に従いつつ、本法施行時の直前に適用されていた勤務または勤務給付の条件は、当該の公的な高等教育機関の理事会による変更がなされるまで存続する。
- (4)本法施行時の直前に存在していたテクニコンおよび大学の理事会、評議員会、フォーラムはその後存続し、施行以前の任務を遂行するが、本法施行から18カ月以内に本法の規定を

遵守しなければならない。

第73条 大学テクニコン諮問評議会の廃止

- (1)1983年大学テクニコン諮問評議会法（1983年法律第99号）によって設置された大学テクニコン諮問評議会（University and Technikons Advisory Council）は、CHE が本法のもとでの任務を開始するまで、同評議会法が廃止されていないものとして存続し、その任務を果たす。
- (2)CHE は、大臣が定め、『官報』によって公示される日に任務を開始する。

第74条 大学学校長委員会、マトリキュレーション委員会、テクニコン学校長委員会の法的地位の廃止

- (1)大学学校長委員会（Committee of University Principals）、マトリキュレーション委員会（Matriculation Board）、テクニコン学校長委員会（Committee of Technikon Principals）は、第2項に述べられている日まで、1955年大学法（1955年法律第61号）および1993年テクニコン法（1993年法律第125号）が廃止されていないものとして存続し、その任務を果たす。
- (2)第3項に従いつつ、大学学校長委員会、マトリキュレーション委員会、テクニコン学校長委員会は、大臣が定め、『官報』によって公示される日に法的な組織として存在することを停止する。
- (3)大臣は、以下のもとでのみ、第2項に関する決定を行うことができる。
 - (a)南アフリカ資格機構（SAQA）ならびに当該機関と協議したのちであり、かつ、
 - (b)大臣が、1995年南アフリカ資格機構法（1995年法律第58号）第15条2項で述べられている、SAQAおよび当該機関による勧告を検討したのちであること。
- (4)SAQAおよび当該機関が大臣による文書での要請ののちに妥当な期間内に勧告を作成しなかった場合、大臣は、第3項(b)にかかわらず、第2項に関する決定を行うことができる。
- (5)大学学校長委員会およびテクニコン学校長委員会は、法的な組織としての解散に際しての、その資産と負債の取り扱いについて定めなければならない。
- (6)1955年大学法（1955年法律第61号）および1993年テクニコン法（1993年法律第125号）に関して定められた合同法令、規則、ルールは、第2項に述べられた日まで存続する。

第75条 公的な高等教育機関に関する既存の法令

第51条、第66条3項および4項は、大臣が定め、『官報』によって公示される日までの間、本法施行日に高等教育を提供していた者には適用されない。

第76条 法の廃止

- (1)1983年大学テクニコン諮問評議会法（1983年法律第99号）は、ここに完全に廃止される。
- (2)1955年大学法（1955年法律第61号）は、ここに完全に廃止される。
- (3)1993年テクニコン法（1993年法律第125号）は、ここに完全に廃止される。
- (4)1988年第3次教育法（1988年法律第66号）は、ここに完全に廃止される。
- (5)1995年テクニコン修正法（1995年法律第27号）は、ここに完全に廃止される [第5項は1999年法律第55号第10条によって追加された]。
- (6)1967年教育方針法（1967年法律第39号）は、ここに完全に廃止される [第6項は1999年法律第55号第10条によって追加された]。
- (7)1984年大学職員（教育訓練）法（1984年法律第91号）は、ここに完全に廃止される [第7項は2000年法律第54号第12条によって追加された]。

第77条 略称

本法は、1997年高等教育法と呼称される。

(完)